

## 文化財専門審議会の会議の傍聴に関する実施要領

### (総則)

第1条 この要領は、文化財専門審議会（以下「審議会」という）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。

### (傍聴人の決定)

第3条 傍聴しようとするものは、開会10分前までに会議場に直接来場することとし、その時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、定員に達しない場合は、会議の開会時まで先着順に受け付けるものとする。

### (傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

### (傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

### (違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 文化財専門審議会傍聴実施要領は、廃止する。

別記様式

傍聴章

No. 1 文化財専門審議会
傍 聴 章
(おかえりの際は事務局へお返してください。)